

広島県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和二年七月二日までの間、縦覧に供する。

令和二年六月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道東広島本郷忠海線	三原市本郷町上北方字天神沖三六二番一地从先から三原市本郷町上北方字妙現窪一九九番一地从先まで	令和二年六月十八日